

平成27年5月1日以降
保有車両数が5両未満の営業所
であっても、運行管理者が選任
されていない場合は、行政処分
の対象になります！

(参考) 処分基準：運行管理者の未選任…事業停止（30日間）

1. 平成26年第2回運行管理者試験（平成27年3月1日予定）を受験予定の事業者においては、当該試験に向けて万全の準備を期するようお願いいたします。

また、合格した場合は、速やかに資格者証の交付手続きを、平成27年4月30日までに選任届出を行ってください。

2. 運行管理者資格者証保有者の雇用を予定している事業者においては、確実に雇用し、平成27年4月30日までに選任届出を行ってください。

(注) 専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が5両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

中国運輸局広島運輸支局 輸送・監査担当 電話：082-233-9167